

男女共同参画社会づくり推進事業補助金のご案内

うるま市では、男女共同参画社会づくり推進のための、意識啓発及び実践活動を行う団体に対して、支援を行います。

【対象団体】

以下のいずれにも該当する団体です。

- ①市内に在住または勤務する者によって構成されている。
- ②構成員の数が概ね10人以上である。
- ③継続的に活動を行っている、又は行おうとしている。
- ④政治活動、宗教活動または営利事業を行っていない。

【対象となる事業】

- ①男女共同参画社会づくりに関する学習会、講演会等の開催
- ②男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- ③その他、男女共同参画社会づくりに資する活動で、市長が適当と認めた事業

【補助金の額】

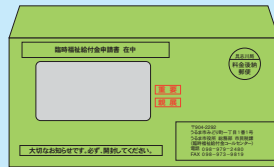
1事業あたり2万円を上限とします。

※詳しくは企画課共同参画係までお問い合わせ下さい。

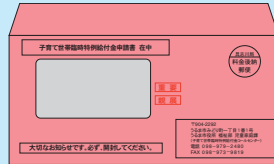
【お問い合わせ】 企画課 ☎973-5005

2つの給付金のご案内

平成26年7月30日より「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受付けております。対象と思われる方へは申請書を郵送していますのでご確認ください。



【臨時福祉給付金】



【子育て世帯臨時特例給付金】

今一度、確認ミヤー!!



【申請方法】

申請書と同封の記入例などをよく読み記入、押印し、必要書類を貼り付けて切手不要の返信用封筒を使って郵送での申請をお願いします。(窓口受付も可)

【受付場所・期間・時間】

- うるま市役所 本庁3階
- 平成26年7月30日(水)～平成27年1月30日(金)
- 平日 午前8時30分～午後4時まで(※土日、祝日を除く。)

【お問い合わせ先】

- 臨時給付金コールセンター ☎098-979-2480
- 平日午前8時30分～午後5時15分(※土日、祝日を除く。)

男女共同参画コーナー ど～おもおう?



みんなで
話し合ってみよう!

企画課
☎973-5005